２）契約予定業務その１
業務名称　多摩エリア（建替）実施設計その他業務
業務内容　実施設計業務（建築、設備、土木、造園）　積算業務（建築、設備、土木、造園）　その他上記に係る追加業務
予定履行期間　令和８年４月16日から令和９年６月30日まで
３）契約予定業務その２
業務名称　多摩エリア（建替）設計意図伝達業務
業務内容　設計意図伝達業務（建築、設備）　その他上記に係る追加業務
予定履行期間　令和９年７月１日から令和12年９月30日まで
⑷　履行期限
１）当初業務　令和８年４月15日
２）契約予定業務その１　令和９年６月30日
第１次指定部分：令和８年12月15日　実施設計図書作成の完了
第２次指定部分：令和９年２月26日　数量内訳書作成の完了
３）契約予定業務その２　令和12年９月30日

２　参加資格　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。また、⑶にあげる基準を満たす予定管理技術者、予定主任技術者を当該業務に配置できること。
⑴　単体企業
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
②　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
③　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）
④　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑤　当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
⑥　下記に記載する業務においていずれか１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。ただし設計共同体での実績は、出資比率が50％以上のものに限る。
・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅の建物設計業務
※共同住宅は「令和６年国土交通省告示第八号（以下、告示八号という）別添二第六号」をいう。
※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
・平成22年度以降において受注し完了した新築UR賃貸住宅の建物設計業務
※機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む
※設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く
⑵　設計共同体
①　⑴①、②、③に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
②　構成員については、当機構東日本地区における令和７・８年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」もしくは「土木設計」の業種区分の認定を受けていること。
③　「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年４月11日付け東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、東日本賃貸住宅本部長から当業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けていること。
④　設計共同体の代表者にあっては 単 体 企業の参加要件を有し、その他の構成員においては以下のａからｇまでのいずれかの実績を有すること。なお、ｂからｇまでは再委託による業務の実績を可とする。
ａ　建築意匠　上記⑴⑥に掲げる実績
ｂ　建築構造（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築構造設計業務※２
・平成22年度以降において受注し完了した新築UR賃貸住宅※３の建築構造設計業務※２
ｃ　建築積算（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の建築積算業務※４
・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の建築積算業務※４
ｄ　機械設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の機械設備設計業務※２
・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の機械設備設計業務※２
ｅ　電気設備（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了した、ＲＣ造地上６階建て以上かつ、延床面積2,000㎡以上の新築共同住宅※１の電気設備設計業務※２
・平成22年度以降において受注し完了した新築ＵＲ賃貸住宅※３の電気設備設計業務※２
ｆ　土木（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了した新築共同住宅※１における土木工事に係る土木設計業務※２※５
ｇ　造園（下記に記載する業務においていずれか１件以上）
・平成22年度以降において受注し完了し新築共同住宅※１における造園工事に係る造園設計業務※２※６
※１　共同住宅は「令和６年国土交通省告示第八号（以下、告示八号という）別添二第六号」をいう。
※２　設計業務には基本設計業務、工事費算定図作成業務もしくは実施設計業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
※３　ＵＲ賃貸住宅には機構の発注した災害公営住宅（ＲＣ造）を含む。
※４　建築積算業務は、工事費算定図作成もしくは実施設計に係る建築積算業務をいい、調査・基本検討業務は除く。
※５　土木設計業務とはUR都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」に記載の「排水」「道路」「舗装」の工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」掲載先
（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）
※６　造園設計業務とはＵＲ都市機構のＨＰに掲載している「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」に記載の「基盤整備」「植栽」「施設整備」のいずれかの工事区分を含む業務とする。「工事工種体系ツリー（土木・造園共通）令和６年10月版」掲載先
（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html）